



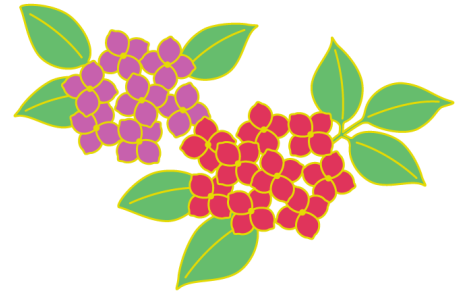
KAMIKAWAJI

上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿兒島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所



第284号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

常在戦場

6月若葉の緑が眩しい季節、我が家の小さな庭ではアジサイが日に日に紫に色を増しています。霧島連山ではミヤマキリシマが見頃を迎えて、登山者がピンクや赤紫の鮮やかな花をカメラに収めて楽しんでいました。さつま町田原の棚田では、水面から顔を出す白やピンクのスイレンの花を見物客が訪れて満喫していると、地方紙は伝えています。

今年は、死者行方不明者推定10万5千人という明治以降の、日本の地震として最大規模の被害が出た関東大地震から100年になります。いつかは来ると、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の懸念がいわれ続けています。大型連休中の5月5日、石川県能登地方を最大震度6強の地震が襲い、休暇を楽しんでいた観光客は鳴り響く緊急地震速報におびえていました。気象庁は、いずれの地域でも今後同規模の揺れがあると注意を呼びかけました。千葉・愛媛・鹿児島・東京と震度4強級の地震が、日本列島で頻発しています。あらためて地震列島日本の、常在戦場の備えの覚悟が求められています。

岸田文雄首相は5月7日韓国の尹錫悦大統領と、ソウルの大統領府で会談しました。3月16日の尹大統領の来日に続いて岸田首相が訪韓して会談する、シャトル外交で両国関係が未来志向で強化していく方針で一致しました。民主主義といった価値観を共有する最も近い隣国との関係の安定は、両首脳の責務とあっていいのです。韓国は度々政権交代によって対日姿勢を転換してきました。『ゴールポストを動かす』といった、冷ややかな声も聞こえてきます。日本と韓国は、北朝鮮に対峙する同盟国として親交を深め続けなければなりません。

5月19日から21日まで3日間、広島市で先進国首脳会議（G7広島サミット）が開かれました。各国のリーダーは被爆地という特別な場所に集い原爆資料館を訪れて、被爆の惨状を示す写真や資料を目の当たりにすることになりました。核兵器が使われる可能性が現実味を帯びる中、『核なき世界』をどう実現していくのか、仕切り直しの時を迎えました。日本は世界で唯一の被爆国として、新たな核軍縮の道程を示す責務と資格を有しています。ロシアによる核の威嚇、中国の核戦力の増強、北朝鮮の核開発の厳しい

目次

ごあいさつ “常在戦場”	…1P
税務カレンダー	…2P
2023年6月・7月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“相続土地国庫帰属制度スタート”	…4・5P
事業承継・成長戦略のための M&A情報Vo2	…6P
第21回 KSCセミナー 相続税制改正セミナーのご案内	…7P
職員コラム 今月の担当: 羽田 竜二	…7P
随想 “『紫陽花のとき』上川路 美恵野”	…8P

現実を直視して、G7が一致して核軍縮不拡散の進展を様々な場面で、訴え続けていくことが肝要といえます。広島サミットが重要な一歩となることが期待されます。

ウクライナのゼレンスキー大統領が21日G7広島サミットに対面出席して、各国のリーダーに一層の結束と更なる支援を訴えて世界に強烈な印象を演出しました。被爆地広島を訪れて、核兵器による威嚇を繰り返すロシアのプーチン大統領の、不当な振る舞いを浮き彫りにすることができました。「広島のように必ず復興させたい」と、戦争で破壊された母国の再建を誓っていました。広島サミットはゼレンスキー劇場と化したのでした。

サッカー・Jリーグは開幕から30年を迎えた5月15日、東京で記念イベントを開きました。30周年を記念して各種の受賞者の発表があり、最優秀選手（MVP）に鹿児島出身の元日本代表遠藤保仁選手が選ばれました。「数々の素晴らしい選手の中で選ばれ誇りに思います」と語りました。

藤井聡太六冠は、将棋界最高の権威を持つ名人戦に6月1日勝利して、史上最年少で七冠に到達しました。将棋名人戦第5局の舞台は『藤井荘』で、新名人誕生にふさわしい場所となりました。将棋界のタイトル全八冠のうち残りの『王座』も手に届くところにあります。今秋には八冠完全制覇も夢ではなく、藤井七冠の快進撃は続きます。

(令和5年6月吉日)



2023年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12 	13	14	15 	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30 	7/1

6月12日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額、納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（前年12月～当年5月分）の納付

6・8・10・1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において都道府県・市町村条例で定める日
・個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分の納付

〈4月決算会社申告書提出〉

6月30日まで

- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 7月決算法人 第3四半期分
 - 10月決算法人 第2四半期分
 - 1月決算法人 第1四半期分
- 消費税の年税額が4,800万円超の3、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告

6月15日まで

- 所得税の予定納税額の通知

2023年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 	11	12	13	14	15
16	17 	18 	19	20	21	22
23	24 <small>海の日</small>	25	26	27	28	29
30	31 	8/1	8/2	8/3	8/4	8/5

7月10日まで

- 源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）
- 住民税の特別徴収税額の納付

〈5月決算会社申告書提出〉

7月31日まで

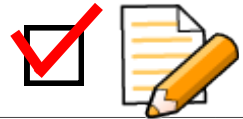
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 8月決算法人 第3四半期分
 - 11月決算法人 第2四半期分
 - 2月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 所得税の予定納税額の納付（第1期分）

7月18日まで

- 所得税の予定納税額の減額申請

7月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付



個人住民税の特別徴収の新年度スタート

□ 住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額に切り替わります。各市区町村から送られてくる通知書に基づき、給与台帳や計算表への転記や給与ソフト等のデータ変更間違いがないか確認しましょう。また、給与の支払を受けるものが常時10人未満の場合は、各市区町村へ申請をすることで、特別徴収住民税を年2回にまとめて納付できる特例を受けることができます。納期期日は今年度は6月12日と12月11日の2回です。毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

労働保険の年度更新

□ 令和5年度労働保険の年度更新期間が6月1日(木)～7月10日(月)になっています。手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき保険料・拠出金の10%)を課すことがありますので**期間内に申告・納付**をするようにしましょう。

社会保険算定基礎届の提出

□ 令和5年度の社会保険算定基礎届の提出期限は7月10日(月)になっています。6月中旬より順次様式等が届きますので、記入後速やかに提出してください。

障がい者、高齢者雇用状況の確認

□ 障がい者及び高齢者の雇用状況報告書の提出期限は毎年7月15日までとなっています。早めに人数を確認しておきましょう。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し、納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)に賞与支払届を届け出ることになっています。

2023年7月の経理・税務チェックリスト

所得税の予定納税額の減額申請

□ 7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されます。

労働者死傷病(軽度)報告の提出

□ 従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月～6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合は、その都度遅滞なく報告しなければいけません。

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

□ 7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は7月10日(月)までです。

補助金・助成金の情報確認

□ 国や自治体の補助金・助成金制度は、毎年度の予算成立を受けてから7月頃までに各制度の骨組みが固まります。補助金・助成金は、それぞれ募集期間や受給要件などが異なります。自社に必要な補助金・助成金についての情報は早めに収集し、申請のスケジュールを立てておくようにしましょう。

会計・税務のQ&A!



テーマ 『相続土地国庫帰属制度スタート』

令和5年4月27日より、相続又は遺贈によって宅地や田畑、森林などの土地の所有権を相続した人が、一定の要件を満たした場合に土地を手放して国に引き渡す（国庫に帰属させる）ことができる「相続土地国庫帰属制度」がスタートしました。この制度を利用するには様々な要件をクリアする必要があります。今回は「相続土地国庫帰属制度」の内容や要件を確認していきたいと思います。

法務省HP参照

● 制度創設の背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている 等

- ・所有者が不明の土地の面積は、九州よりも広く、国土の約22%に。
- ・管理されずに放置された所有者不明の土地の増加
→ 周辺の環境や治安の悪化を招き 防災対策や開発などの妨げに

⇒ 制度の創設により将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能に

● 「相続土地国庫帰属制度」のポイント

・相続人又は相続人への遺贈により手に入れた土地について、所有者の申請により、承認された場合は土地を国に引き渡すことができます。

・制度の利用には、**審査手数料及び負担金の納付**が必要です。

・国が引き取ることができる土地について、**一定の要件**があります。

・申請先は、**土地の所在する法務局の本局**です。



土地の管理コストの国への不当な転嫁やモラルハザードの発生を防止するため、**国庫帰属の要件が法令で具体的に定められています。以下のいずれかの要件に該当する土地については国庫帰属できません**

【申請ができない土地(申請の段階で直ちに却下となる土地)】

- ・**建物**の存する土地
- ・担保権又は使用及び収益を目的とする**権利が設定されている**土地
- ・通路その他の**他人による使用が予定される**土地として、①～④が含まれる土地
 - ① 現に通路の用に供されている土地
 - ② 墓地内の土地
 - ③ 境内地
 - ④ 現に水道用地・用悪水路・ため池の用に供されている土地
- ・**土壌汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている**土地
- ・境界が明らかでない土地その他の**所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある**土地



【帰属の承認ができない土地（審査の段階で該当すると判断された場合に不承認となる土地）】

- ・**崖**（勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの
- ・土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の**有体物が地上に存する土地**
- ・除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない**有体物が地下に存する土地**
- ・隣接する土地の所有者等との**争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地**（隣接所有者等によって通行が現に妨害されている土地、所有権に基づく使用収益が現に妨害されている土地）



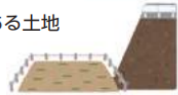
（例） 他の土地に囲まれて公道に通じない土地（袋地）
（民法第210条第1項に規定する事情のある土地）



池沼、河川、水路、海を通らなければ公道に出ることができない土地
（民法第210条第2項に規定する事情のある土地）



崖があって土地と公道とに著しい高低差がある土地
（民法第210条第2項に規定する事情のある土地）



- ・**通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**

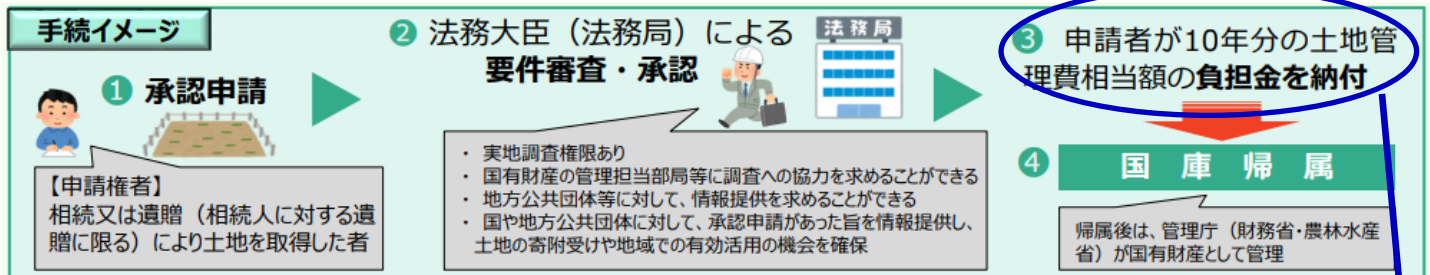
（例）災害の危険により、土地や土地周辺の人、財産に被害を生じさせるおそれを防止するための措置が必要な土地



土地に生息する動物により、土地や土地周辺の人、農産物、樹木に被害を生じさせる土地
国による整備（造林、間伐、保育）が必要な森林（山林）等

● 相続土地国庫帰属制度の手続きイメージ

まずは所在する土地を管轄する法務局（本局）で**事前相談**を（予約制）。土地が遠方の場合、お近くの法務局（本局）にも相談可能。



【負担金算定の具体例】

負担金は、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した、10年分の土地管理費相当額です。要件審査を経て承認を受けた方は、負担金通知を受け、政令によって定められた金額を支払う必要があります。

① 宅地		面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（注1）の宅地については、面積に応じ算定（注2） (例) 100㎡ 約55万円 200㎡ 約80万円
② 田、畑		面積にかかわらず、20万円 ただし、一部の市街地（注1）、農用地区域等の田、畑については、面積に応じ算定（注2） (例) 500㎡ 約72万円 1,000㎡ 約110万円
③ 森林		面積に応じ算定（注2） (例) 1,500㎡ 約27万円 3,000㎡ 約30万円
④ その他 ※雑種地、原野等		面積にかかわらず、20万円

注1：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。

注2：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。

詳細は法務省HPからダウンロードできる「相続土地国庫帰属制度のご案内」にてご確認ください

事業承継・成長戦略のための M&A情報 Vol.2

中小企業経営者の過半数が70歳を超えるなか、事業を承継せず廃業するケースが増加しています。その理由の約3割が、『後継者がいないから』というアンケート結果が出ています。

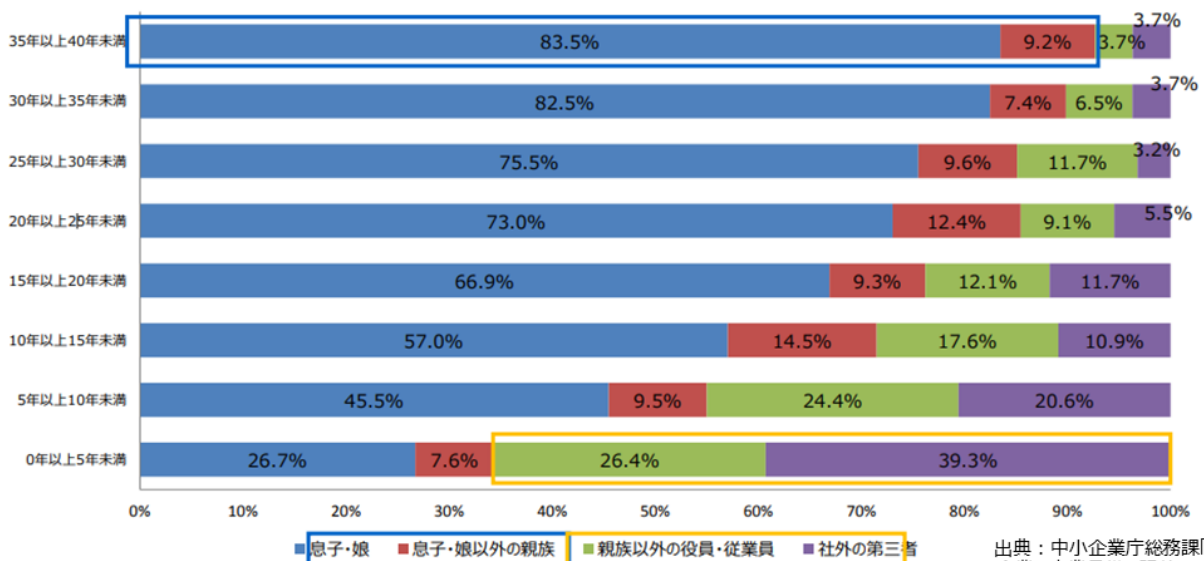
今回は、事業承継の形態の多様化を示す資料を御紹介します。どのような方法が、会社、従業員、家族、社長にとってベストな選択なのか、考えるきっかけにさせていただければ幸いです。

M & A 基礎知識

【その2】事業承継者の推移



経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係



出典：中小企業庁総務課「中小企業の事業承継の現状について」

直近10年では法人経営者の親族内承継の割合が急減する一方、従業員や社外の第三者といった親族外承継が大幅に増加していることがわかります →事業承継の形態の多様化～親族外承継の増大

個別相談会受付中です

現在、関与先様の事業承継・成長戦略等の様々な経営課題についてご相談を受け付けております。税理士法人上川路会計では、日本M&Aセンターとの提携によりM&Aを活用した経営課題解決をサポートする体制を整えています。

ご相談は監査担当者へ、どうぞお気軽にお声がけ下さい。

M & Aに関するご相談は税理士法人上川路会計へ！

～ 第21回 KSCセミナー 相続税制改正セミナーのご案内 ～

【 講師 】：税理士 久永 伸一郎 先生

セミナー内容

令和5年度税制改正により110万円の生前贈与・相続時精算課税制度の改正があり、相続税対策の見直しを迫られることになりました。そのほか相続税の基本的事項や税務調査での注意事項などについてご講演頂きます。ぜひご参加下さい。

1. 相続税制の改正内容
2. 相続税の基礎知識(基礎控除、計算、遺留分、税のかかる財産、かからない財産)
3. 相続税対策
4. 税務調査で注意すべき事項 など



■ 日 時 **令和5年7月14日(金) 14:00～15:30**

■ 開催方式 **ZOOMによるライブ配信**

■ 会 費 **無料!**

■ お申込方法 別紙参照 QRコードからもお申込みいただけます。



～ オンラインセミナー受講方法 (インターネット環境さえあればどこからでも参加いただけます。) ～

事前に、当日の資料等をメールでお送りします。

ZOOMアプリをインストールしてください。(ZOOMについての簡単な説明書をお送りします☆)

セミナー当日は、インターネットへの接続が可能なPC等をご用意の上、受講してください。

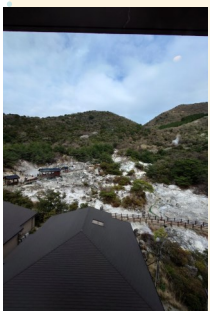
職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「新たな発見、心と体の癒しを求めて！」

今月の担当：経営支援部 羽田 竜二



雲仙の地獄谷

よく時間ができるとふらっと温泉に浸かりに南薩方面へ車を走らせ、日が一泊一日過ごしております。しかし、ここ最近、休みなどで時間ができた時は、その時の気分やSNS等で気になっていた場所に思い付きで県内外へ、車を走らせ様々な場所を訪れる事が増えました。

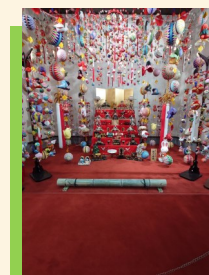
そこで、訪れた土地にある温泉や神社などを訪れて、心身のリラックスと自然や歴史に触れ、その工

ネルギーを感じリフレッシュできる一時を味わっています。

これからも、たまのプチ旅行気分、日常生活から離れて自分自身を見つめ直す機会をつくっていただければと思っております。見知らぬ土地を訪れ新たな発見、出会いを体験する楽しみを・・・!

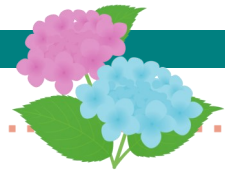


祐徳稲荷神社



柳川よかもん館

随想『紫陽花のとき』 上川路美恵野



いつになく速い台風接近の報に驚いた五月の終わり、梅雨入りして六月です。

三月末決算法人の申告が終わり、まだ監査、理事会・総会などが続きますので忙しい時期ではありますが、思い立って博多座の六月歌舞伎公演を見てまいりました。

博多座は初めて行きましたが、舞台との距離が近く、役者さんや囃子方さんたちの動きや表情、衣装などをよく見ることができました。歌舞伎を舞台上で鑑賞するのは十数年ぶりなのですが、改めて「目の前に実在している」ことの意義を考えさせられました。

私が見た同じ舞台を、もし中継して映像で見ていたら退屈してしまうかもしれません。不思議なもので、いかに大きくて画質の良い画面であったとしても、舞台の魅力は十分に伝わりません。生身の人の息吹、オーラなど呼び方は色々あると思いますが、それを画面を通して感じるのには難しいのです。

これは、オンラインでの会議や打ち合わせでも起きるもどかしさにも通じます。言葉以外の情報が少ないのでお互いの意図が伝わりにくいし、その人特有の雰囲気、個性が感じ取れないので相手に対して親しみを感じにくいように思います。

コロナ禍で飛躍的に伸びた分野は、オンラインによる交流だと思います。時間の制約が少ない、旅費などの経費の節約になるなど利点も多くありますが、顔を合わせる、同じ場を共有することの大事さにも気付かされました。

健康面からは不安なことも多いですが、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザと同じ扱いとなりました。様々な活動が活性化し、明るい兆しが見えるところがある一方で、コロナ禍の三年余りで余儀なくされた事項、例えば新規の採用控えや研修機会減少、設備投資抑制、組織の内外での交流機会の減少などの影響が表に噴出してきていることも強く感じます。

コロナ禍の前に戻ることが一概に良いとは思いません。

起きた変化の良かった点も悪かった点も冷静に評価して、今後の在り方を考えるときです。

決算報告を行い、新しい事業年度の計画を立てるこの時期は、それぞれの事業所の理念・社会的使命を改めて見つめ直しながら、中長期での進む方向を考えるときでもあります。

感染症の世界的拡大や気候変動に起因する災害、戦争を始めとする国際的な紛争などの多発する現代はVUCAの時代と呼ばれます。VUCAとはVolatility（変動性）・Uncertainty（不確実性）・Complexity（複雑性）・Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉で変化の予測できない現代の特徴を表しています。

予測できないのであれば、中長期の計画など絵に描いた餅になってしまうかもしれない、そう危惧するかもしれませんが、そういう時だからこそ「道しるべ」として変えてはいけないものは何かという軸を明確にして、あとのことは臨機応変に対応する柔軟性をもつ組織へと変化することが大切です。

梅雨時期に美しい紫陽花は、その土壤によって色を変えるといいます。環境を受け入れて花ひらくそのたおやかな強さを見習いたいものです。



梅雨晴の博多座そよぐ大幡

美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

6月21日(水)は夏至です。太陽が最も北に寄り、北半球では昼が一番長く、夜が一番短い日となります。夏至を過ぎると本格的な暑さがやってきます。この時期は「暑さ」と「湿気」で体調を崩す人が多い様です。食事や睡眠にいつも以上に気を配って、夏に負けない元気な体にしていきましょう。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

